令和５年度第１回中央区地域支えあいづくり協議体次第

日　時　令和５年７月２６日（水）午前10時
会　場　中央区社会福祉協議会３階会議室

１　開　　会

２　会長挨拶

３　新任委員紹介

４　各委員より報告

５　議　　題
（１）高齢者施策推進室より報告

（２）生活支援コーディネーターによる取組みについて

（３）「支えあいのまちづくり協議体(第２層協議体)」実施報告

（４）意見交換
　　テーマ：参加ニーズが高まる高齢者への情報発信について

６　今後の協議体実施予定

７　閉　　会

資 料	1

中央区地域支えあいづくり協議体運営要綱

平成２９年６月１日
２９中福高第９９９号

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、中央区生活支援体制整備事業実施要綱（平成２９年４月１日２８中福高第３９３６号）第３条に規定する中央区地域支えあいづくり協議体（以下「協議体」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　協議体の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　高齢者からの支援に関するニーズ及び生活支援・介護予防サービスを行う団体等地域資源に係る情報の共有

(2)　前号の情報の集約化による地域課題及び実態の把握

(3)　既存の生活支援・介護予防サービス、通いの場等の活用

(4)　開発が必要な生活支援・介護予防サービスの議論

(5)　おとしより相談センター等関係団体との連携

(6)　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（組織）

第３条　協議体は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する２０人以内の委員をもって組織する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　民生・児童委員

(3)　おとしより相談センター等関係団体に従事する者

(4)　生活支援コーディネーター及び地域福祉コーディネーター

(5)　社会福祉法人中央区社会福祉協議会職員

(6)　中央区職員

(7)　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及びその職務）

第５条　協議体に、会長及び副会長を置く。

２　会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

３　会長は、協議体を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第６条　協議体は、会長が招集する。

（定足数及び表決）

第７条　協議体は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　協議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者等の出席）

第８条　協議体は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（会議の公開）
第９条　協議体の会議は、公開とする。ただし、会長が適当でないと認めるときは、この限りでない。
（庶務）
第１０条　協議体の会議の庶務は、高齢者福祉課及び社会福祉法人中央区社会福祉協議会において分担し、処理する。
２　高齢者福祉課の業務は次に掲げるものする。
(1)　協議体の設置に関すること。
(2)　委員の選定及び就任依頼に関すること。
３　社会福祉法人中央区社会福祉協議会の業務は次に掲げるものとする。
(1)　協議体の運営に関すること。
(2)　謝礼の支払いに関すること。
(3)　前２号に掲げるもののほか、協議体に関する業務
（委任）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、協議体の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
附　則
この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。

資料 2

健康づくりのきっかけにいかがですか？

訪問健康づくりのご案内

保健師がご自宅を訪問させていただき一緒に健康づくりを行います。

訪問内容（例）

口の周りの筋力低下を予防する『口腔体操』を一緒に行います。

体調や普段の食事を振り返って、栄養バランスなどを一緒に考えます。

健康相談も行います。

自分で取り組める体操を一緒に行います。

対象

健康教室に通うことが困難なおおむね65歳以上で、要支援・要介護認定を受けていない区民の方
（例:教室形式が苦手、介護などで教室に参加できない、教室に通う為のきっかけを探している等）

期間

3ヵ月（月1～2回：延長希望あれば最長6ヵ月まで）
※日程はご相談の上決定します。

料金は無料

訪問までの流れ

①電話によるお申込み受付（下記）
（※治療優先等、体調によっては、申込み受付できない場合があります。）

→

②保健師がご自宅に訪問し、申込書類等を作成
健康状態の確認と事業内容をご説明の上、書類を作成します。

→

③訪問開始

お申込み・お問い合せ先

中央区役所 高齢者福祉課高齢者活動支援係　03-3546-5334

暮らしのちょっとした困りごとは・・・

シルバー人材センターにおまかせください！

日常生活での、ちょっとした困りごと（専門的な技術を要しないもの）について、シルバー人材センターの会員が出張してサポートします

利用できる方	65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯の方
サービス提供時間	平日午前9時～午後5時（年末年始を除く）
費用負担	作業1回につき200円（1回1時間以内） ※部品代等は利用者の実費負担となります ※2人で出張した場合（道具を運ぶため車で行く場合など）は1回につき2人分の金額を負担していただくことになります
サービス内容	軽易な作業 （例）電球や蛍光灯の交換 / 高いところのものの上げ下ろし カーテンの取替え / 軽い家具の軽易な移動　　など・・・・

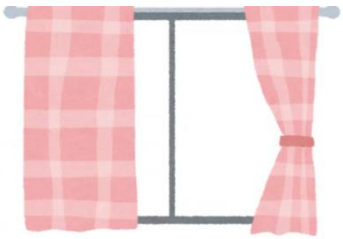

利用方法	中央区シルバー人材センターに電話でお申し込みください
その他	このサービスで対応できない困りごとでも、シルバー人材センターの受注作業としてお引受できる場合がありますので、お気軽にご相談ください

問い合わせ先	中央区シルバー人材センター《電話》3551-2700

資 料	4

（令和５年度）

必ずご覧ください

在宅生活を支援する事業のご案内
《介護保険以外のサービス》

重要　このご案内に掲載されているサービスを受けるには、**申請が必要です。**
各サービスの所定の申請書による申請をお願いいたします。

●問合せ先（１・２・４に関して） （※別に問合せ先が記載されているものを除く。） 中央区福祉保健部高齢者福祉課 高齢者サービス係 TEL　３５４６－５３５５・５２２５（直通）	●申請の受付 **問合せ先の窓口で申請を受け付けています。** ☆の記載があるサービスについては、「おとしより相談センター」でも受け付けています。

１　要介護2以上の方が受けられるサービス

※掲載されているサービスは「高齢者福祉事業のしおり」（65歳以上の方がおられる世帯に3年に一度配布）に詳しく掲載されています。

サービスの種類と対象者	内　容　・　費用負担等
○紙おむつ等の支給　☆ 要介護２以上の在宅および介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）以外の病院等に入院・入所中の方で、常時寝たきり又は認知症により、おむつが必要な方	①紙おむつ支給 区が作成したカタログの中から必要量を組み合わせて選択 ◎費用負担　課税世帯　450円・550円・650円 非課税世帯　120円・150円・180円 生活保護受給者等　無料 ②おむつ代助成(病院・有料老人ホームに入院・入所中で、紙おむつの持ち込みができない方)　１ヶ月7,000円を限度に助成 ※「指定おむつ使用証明書」(区指定の様式)の提出が必要です。
○理美容サービス　☆ 要介護２以上の常時寝たきり又は認知症の方	理容・美容師がご自宅へ出張し理美容サービスを行います。 理美容サービス券を年６枚を限度に支給します。 ◎費用負担(１回につき)　課税世帯　640円 非課税世帯　190円 生活保護受給者等　無料
○ふとん乾燥・丸洗い　☆ ① 要介護２以上で常時寝たきりの方 ② ６５歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方	①の方は、ふとん乾燥を年12回、又はふとん乾燥年10回および丸洗い・水洗い各１回のいずれかを選択できます。 ②の方は、ふとん乾燥を年12回 ◎費用負担(１回につき) 課税世帯　乾燥310円　丸洗い470円　水洗い840円 非課税世帯　乾燥90円　丸洗い140円　水洗い250円 生活保護受給者等　無料
○介護者慰労　☆ 区に６ヶ月以上居住し、要介護２以上の寝たきり又は認知症の高齢者を日常的に在宅で介護している方	区内で高齢者を在宅で介護している家族に食事・マッサージ共通券、旅行券のうちから希望により、１万円を単位として**合計3万円を限度に、年1回支給します。**

２　要介護3以上の方が受けられるサービス

サービスの種類と対象者	内　容　・　費用負担等
○おとしより介護応援手当　☆ ６５歳以上の寝たきり又は認知症の高齢者で、区に６ヶ月以上居住し、要介護３以上で、寝たきり又は認知症の状態が３ヶ月以上経過している方 ※特別養護老人ホーム・介護保険施設等に入所中の方は、対象となりません。	中央区内の自宅で在宅介護を受けている方(「医療保険」で病院に入院中の方を含む)に支給します。 **◎月額　20，000円（3ヶ月ごとに支給）** ※重度心身障害者手当受給者は10,000円 ※申請に基づいて要件の確認を行い、支給の可否を決定します。 支給の開始は、申請された月からとなります。

（裏面につづく）

3　介護保険給付の量を補う主なサービス

サービスの種類	問合せ先等
①生活援助サービス(生活援助・院内介助) **②在宅支援入浴サービス**(訪問入浴介護) **③住宅設備改善給付**(手すりの取付・浴槽の取替え・便器の洋式化など) ※①②は、原則「要介護5」の方が対象となります。	介護保険のサービスを限度額まで利用してもサービスが不足する場合などに利用できる区の独自サービスです。 利用については、**担当ケアマネジャーにご相談**ください。 ●問合せ先　中央区福祉保健部**介護保険課事業者支援給付係** TEL　3546−5377

4　その他のサービス

サービスの種類と対象者	内　容　・　費用負担等
○一般寝台の貸与　☆ 要介護度が「要支援１」から「要介護１」の住民税が世帯で非課税の方 ※要介護認定調査で立ち上がりが「できない」又は「つかまればできる」と記載のある方	高さ調節ができる一般寝台の貸与費用を助成します。 貸与費用の上限金額は3,000円まで ◎費用負担　月額使用料の１割（300円程度）
○緊急通報システム　☆ ６５歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯の方又は日中独居高齢者など（同居人の就労などで高齢者のみとなる世帯の方） ※令和５年度より、固定電話回線がなくても利用できる無線型式の緊急通報システムを導入しました。	緊急時にボタンひとつで民間事業者の受信センターに通報され、警備会社の現場派遣員と消防による救助を受けられます。 ◎費用負担　機器本体（ペンダントを含む） （月額） 課税世帯　固定電話回線型式 450円　無線型式 900円 非課税世帯　固定電話回線型式 無料　無線型式 450円 生活保護等　固定電話回線型式 無料　無線型式 無料 火災ｾﾝｻｰ・見守りｾﾝｻｰ（希望者のみ）　課税世帯:各50円 その他:無料
○徘徊高齢者探索システム費用助成　☆ 認知症による徘徊のある高齢者を在宅で介護している方	GPS方式の探索システム利用料の一部を助成します。 ◎費用負担　申込金　770円 月額基本料　242円
○家具類転倒防止器具の取付　☆ ６５歳以上で要介護２以上の寝たきり、ひとり暮らし、６５歳以上の方を含む６０歳以上で構成される世帯の方又は日中独居高齢者など(同居人の就労などで高齢者のみとなる世帯の方)	居住する住宅に家具類転倒防止器具を取り付けます。 ◎費用負担　取付費と器具代４個までは１割負担（3,500円程度） 器具代５個目以上は全額自己負担 ●**問合せ先**　中央区福祉保健部高齢者福祉課**高齢者福祉係** TEL　3546-5354
○歩行補助杖の給付　☆ ６５歳以上の「つえ」を必要とする方	１人１本限り。　◎費用負担　無料 ●**問合せ先**　中央区福祉保健部高齢者福祉課**高齢者活動支援係** TEL　3546-5334
○補聴器購入費用助成 ６５歳以上（一定の所得額以下）で、耳鼻科の医師が補聴器の使用を必要と認める方 聴覚障害の手帳所持者、過去に限度額まで助成を受けた方を除く	35,000円を限度に、補聴器購入費用を助成します。 ●**問合せ先**　中央区福祉保健部高齢者福祉課**高齢者活動支援係** TEL　3546-5334
○食事サービス ７０歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯、日中独居で食事の支度が困難な方 ※要支援・要介護認定を受けた方は、65歳以上の方	昼食・夕食をご希望の曜日に安否確認を兼ねて自宅に届けます。 （昼食のみ、夕食のみの利用も可） 一般食と特別食（エネルギー調整食、たんぱく質調整食）が選べます。 ◎費用負担　下記までお問い合わせください。 ●**問合せ先**　**中央区社会福祉協議会**　TEL　3206-0603
○入退院時サポート ６５歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方	病院への入院時から退院後１週間までの間、洗濯や買い物、話し相手、入退院時の付き添いなどのお手伝いをした場合に、年間４８時間分の虹のサービス利用料を助成します。 ◎費用負担　虹のサービス利用会員の年会費2,400円 ●**問合せ先**　**中央区社会福祉協議会**　TEL　3206-0603
○暮らしの困りごとサポート ６５歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方	暮らしの困りごと(電球の取替え、物の上げ降ろし等)について、シルバー人材センター会員が出張しサービスを提供します。 ◎費用負担　１回200円 ●**問合せ先**　**中央区シルバー人材センター**　TEL　3551-2700

資 料	5

中央区

～「認知症の人にやさしいまち　中央区」を目指して～

認知症で行方不明になられた高齢者に関する
メール配信を行っています

メール配信（行方不明高齢者捜索ネットワーク）の流れ

情報を記載できる高齢者

中央区在住で在宅の 65 歳以上の方で、認知症等の症状により行方不明となった高齢者

掲載を依頼できる方

左記高齢者の
配偶者・親族・後見人

ご相談ください

中央区役所４階介護保険課地域支援係
住所：中央区築地１－１－１
電話：０３－３５４６－５６９５
開庁時間：午前８時３０分～午後５時
（土・日・祝日・休日、年末年始は休み）

▼ 協力者（メール配信を希望）になるには

行方がわからなくなった高齢者の情報をメールで受けとり、特徴に似た高齢者を見かけたら連絡していただく協力者を募集しています。

日常生活の中で、少し気にかけていただける方は「ちゅうおう安全・安心メール」から登録をお願いします。

【メール】登録方法

【利用登録の注意点】

＊登録前に「tokyo-chuo-city@raiden2.ktaiwork.jp.」からのメールを受信できるように設定してください。（迷惑メールの受信拒否設定をしてください。）

＊登録は無料ですが、メール受信にかかる通信料は利用者の負担となります。

1 QRコードを読み取るか、以下のアドレスを直接入力して空メール（件名・本文不要）を送信します。

bousai.tokyo-chuo-city@raiden2.ktaiwork.jp

このメールあてに空メール送信

2 数分以内に、登録用URLが記載されたメールが届きます。

ちゅうおう安全・安心メール

メールサービスの仮登録が完了しました。まだ登録は完了していませんので、以下のURLから一週間以内に本登録を実施してください。

https://raiden……

ここのURLをクリック

3 配信を希望する項目にチェックを入れ、次へ を押します。

ユーザー情報登録
○メールアドレス
……@…
○配信情報(複数選択可)
[必須]
□防犯情報
□消費者生活情報
⋮
☑行方不明高齢者情報
次へ

4 入力内容を確認して、登録 を押します。

設定内容の確認
次の内容でよろしければ「登録」を、再度編集する場合は「戻る」を選択してください。
○メールアドレス
……@…
○配信情報
防犯情報
行方不明高齢者情報
戻る 登録

5 登録完了です。

登録完了です。
以上で手続きは完了です。

＊数分以内に、登録完了のお知らせメールが届きます。
＊このメールには、登録内容変更・配信解除用URLが記載されていますので、大切に保管してください。

- ●日常生活の中で、メールの情報を気にかけていただき、情報と似ている方を見かけた場合は警察・１１０番通報してください。
- ●行方不明高齢者の情報のほかに、認知症に関する情報も配信します。
- ●登録及びメール受信等で生じる通信費は協力者の負担となります。

認知症サポーターになりませんか

認知症サポーターは何か特別なことをする人ではありません。
認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守る**「応援者」**です。
全国キャラバン・メイト連絡協議会と連携を図りながら、認知症サポーター養成講座を中央区内で開催しています。受講をご希望の方は中央区介護保険課地域支援係またはおとしより相談センターへご相談ください。

【　問合せ先　】　中央区福祉保健部介護保険課地域支援係
電話　０３－３５４６－５６９５

資 料	6

令和４年度

生活支援コーディネーターによる取り組みについて

中央区社会福祉協議会 地域ささえあい課には、年齢や対象を問わず困りごとの相談をお受けする地域福祉コーディネーターと、高齢者の介護予防や孤立防止の支援を行う生活支援コーディネーターが配置されており、一体となって支援を行っています。

１　個別支援（地域ささえあい課 支援回数・上位 10 ケース）

	主な相談内容	支援回数
1	精神障害・独居・社会参加	157
2	ひきこもり・経済困窮・住宅問題	87
3	依存症・障害の疑い・子育て・家族問題・経済困窮	82
4	精神障害・独居・経済困窮・負債	73
5	知的障害・独居・ゴミ・近隣トラブル・金銭管理	66
6	精神障害・独居・経済困窮・金銭管理	61
7	障害・ひきこもり・経済困窮	57
8	精神障害・独居・経済困窮・住宅問題・金銭管理	43
9	独居・ひきこもり・ゴミ	40
10	精神障害・独居・社会参加	39
参考	令和４年度　55 ケース　1,255 回 高齢者を含む世帯 26 ケース　357 回	

※網掛けは生活支援コーディネーターが支援しているケース

２　地域支援

（１）地域活動に対する支援（地域ささえあい課 支援回数・上位５ケース）

	主な相談内容	支援回数
1	みんなの食堂Ａの開催	215
2	みんなの食堂Ｂの開催	154
3	子育て世代の交流の場の開催	111
4	高齢者同士の交流の場の開催	85
5	子育て世代の交流の場の開催	81
参考	令和４年度　78 団体　2,411 回 対象に高齢者を含む活動 60 団体　1,366 回	

※網掛けは生活支援コーディネーターが支援しているケース

（2）京橋地域における地域支援の取り組み

ちょこっと相談会の開催

「喫茶アラジン」、「聖路加健康ナビスポット：るかなび」の２か所の場所をお借りし、生活の困りごとをお聞きするちょこっと相談会を実施しています。

	開催回数	来場者数	相談件数	（うち、高齢者関係）
令和３年度	18	42	30	(14)
令和４年度	18	17	15	(12)

（3）日本橋地域における地域支援の取り組み

① 多世代交流スペース「はまるーむ」の運営

職員が常駐し、アウトリーチの拠点として運営しています。

(開所日：毎週月・木・金曜日、第１・３日曜日、第2･4土曜日)

地域の居場所づくりの一環として、福祉に関する講座や多世代交流を目的としたイベントを開催しているほか、住民主体の活動利用も増え、地域活動をサポートしています。

＜令和４年度実績＞

活動団体数　８団体　　活動回数　44回

（うち、高齢者関係５団体　　活動回数35回）

② おとなりカフェ・ちょこっと相談会の開催

毎週木曜日と第１・３日曜日に、はまるーむでコミュニティカフェと生活の困りごとの相談会を実施しています。このうち月１回は、高年齢者無料職業紹介所「シルバーワーク中央」の職員による高齢者の就業相談日を設けています。

	開催回数	来場者数	相談件数	（うち、高齢者関係）
令和３年度 (6/14～)	54	255	41	(26)
令和４年度	70	395	68	(45)

（4）月島地域における地域支援の取り組み

①勝どきデイルームの運営

勝どき区民館・敬老館に併設された「勝どきデイルーム」を、多世代交流や地域活動の場として活用し、住民主体の地域活動をサポートしています。

＜令和4年度実績＞

活動団体数　23団体　　活動回数　287回

（うち、高齢者関係15団体　　活動回数190回）

②おとなりカフェ・ちょこっと相談会の開催

月4回、勝どきデイルームでコミュニティカフェと生活の困りごとの相談会を実施しています。このうち月2回は、高年齢者無料職業紹介所「シルバーワーク中央」の職員による高齢者の就業相談日を設けています。

	開催回数	来場者数	相談件数	（うち、高齢者関係）
令和3年度	46	456	68	(43)
令和4年度	48	736	57	(29)

3　高齢者のICT活用に向けた取り組み

①「スマホちょこっと相談会」の実施

月2回、多世代交流スペース「はまるーむ」にて「スマホちょこっと相談会」として、LINEやスマホの相談会・体験会を実施しています。

＜参加者数＞

令和3年度　　延14名

令和4年度　　延46名

③ 「スマホささえ隊」の活動

令和4年度は試行的に、ささえあいサポーターを対象に実施し、10名の方に、2日間の講座を受講していただきました。スマホちょこっと相談会等での活動が始まっています。

資 料	7

支えあいのまちづくり協議体（第２層協議体）実施報告

中央区に住む方・働く方ができる支えあいの形について、身近な地域で話し合う**「支えあいのまちづくり協議体（第２層協議体）」**を、京橋・日本橋・月島地域で開催しました。

１　実施日

京橋地域　　令和５年２月３日（金）、４月２５日（火）、７月５日（水）
日本橋地域　　令和５年３月９日（木）、６月６日（水）
月島地域　　令和５年２月１０日（木）、５月１１日（木）

２　出席者

日頃高齢者と関わる機会の多い地域住民、関係機関、生活支援コーディネーター

３　内容

・出席者近況報告
・前回の振り返り、地域支えあいづくり協議体（第１層協議体）の報告
・意見交換

４　意見交換の要旨

■ 京橋地域

これまでの検討内容：「地域のつながりづくり」に向けた情報発信として、広報紙『きらきらいふ京橋人～ゆるっとつながる～』や広報紙に関連した動画を作成。また、情報発信のためには社会資源の把握は欠かせないものであることから、高齢者を対象とした社会資源把握のためのアンケートを実施することとなった。

◇　**２月３日：広報紙第５号について、高齢者が集まる社会資源把握のためのアンケートについて**

広報紙第５号の取材先についてと高齢者が集まる社会資源把握のためのアンケートについて協議。

項目	内容
広報紙第５号の取材先について	・メンバーのつながりのあるところに取材を依頼できないかを検討した。 →メンバーの知り合いが代表を務める川柳の会で取材を行うこととなった。
高齢者が集まる社会資源把握のためのアンケートについて	・コーディネーターよりアンケートの大枠案を提示。 →・記入式よりも選択式が簡単で答えやすい。 ・何を知るためのアンケートなのか、目的や背景をきちんと伝えた方がよい。 ・講座やカフェなどの時間であっても、時間が許すのであればできるだけインタビュー形式で答えてもらった方が、話の内容的にも箇条書きで書かれるよりも参考になる意見が得やすいのではないかなと思う。

◇　４月２５日：高齢者が集まる社会資源把握のためのアンケートについて、広報紙第５号について

高齢者が集まる社会資源把握のためのアンケートについて、アンケート結果から次回以降の取り組みについて協議。また、広報紙第５号について配布先も含め協議した。

項目	内容
高齢者が集まる社会資源把握のためのアンケートについて	・買い物ニーズが高いことが伺えた。 ・声がかかれば出かけたいという方もおり、「頼りになる人」は大事である。 ・「普段出かけるところ」の項目にカフェやスポーツジム、買い物に関する事柄を増やしてもいいのではないか。 →メンバーの意見を踏まえ、次回は修正したアンケートで実施する。
広報紙第５号について	・情報量が多いため記載方法に工夫が必要ではないか。 ・参加費や対象年齢を詳細に記載した方がよいのではないか。 ・配布先として児童館が少ないが、全域に配布してもよいのではないか。 →メンバーの意見を踏まえ広報紙第 5 号の内容を修正する。配布先の拡大については、しばらく様子を見ることとなった。

◇　７月５日：高齢者が集まる社会資源の把握のためのアンケートについて、今後の広報紙について

前回の意見を踏まえ改訂したアンケート用紙で実施した結果を共有し意見交換を行った。また、今後の広報紙についての意見交換を行った。

項目	内容
高齢者が集まる社会資源把握のためのアンケートについて	・散歩をしている方が意外と多くいた。また、歩いて 30 分以内ならば出かけたいという方もおり、徒歩圏内 30 分を同心円として歩いて行けるところのマップを作成してもよいのではないか。 ・通いの場の場所によって参加されている方の生活圏が異なるので、全部をまとめた結果ではなく、通いの場ごとに集計したもので考えた方がよい。 →次回、通いの場ごとに集計した結果を共有。また、協議体として何かしら取り組めるものがあるのかを考えることとなった。
今後の広報紙について	・以前から紹介する案として出ていたマイホーム新川を取り上げる。 ・広報紙の紹介のために通いの場を訪問する。

■　日本橋地域

（これまでの検討内容：多世代交流スペース「はまるーむ」を活用した、ひとり暮らし高齢者のつながりづくりについて検討した。）

◇　３月９日：日本橋浜町付近をモデルとした広報物の作成について

日本橋浜町付近をモデルとした広報物の作成について詳細を協議した。

項目	内容
広報媒体のタイプについて	・手軽に手に取れ、持ち運びができるものが使いやすい。 ・加齢に伴い、手指の乾燥や関節変形等により、紙がめくりづらくなる高齢者も多いため、配慮が必要。
記載内容について	・フォーマル・インフォーマルな資源までが掲載できそう。 ・これを見れば高齢者関係の情報がひと通り分かるような広報物があると助かる。

	・ベンチやトイレ、バス停など外出時に利用しそうな資源も地図に落とし込まれていると良い。高齢者の中には 外出する際にトイレの場所を確認される方も少なくない。
配架・掲示場所について	公的機関(日本橋公会堂、おとしより相談センター、浜町敬老館など・・・）、地域のサロン活動 、デイサービス 、日本橋浜町近隣の病院・クリニック 、商店街・店舗
広報紙媒体の作成に協力できる方について	情報の収集や確認は協議体メンバーで行うことはできそうだが、各団体や施設の情報を集約し、見やすくレイアウトしてくれる人が必要。 →本日の意見交換では、広報物の作成に協力できる方は見つからず。今後、広報物作成にご協力いただけそうな方が思い浮かんだ際は事務局に連絡してほしいと説明。

◇ ６月６日：日本橋浜町付近をモデルとした広報物の作成について

日本橋浜町付近をモデルとした広報物の作成について詳細を協議した。

項目	内容
掲載エリアについて	メンバーの中でも浜町エリアについて感じ方が異なり、様々な意見があがった。 →今回は、久松小学校、人形町駅、水天宮前駅、中州町会を含むエリアを掲載する方向で決定した。
情報収集の内容・手段について	フォーマル・インフォーマルの資源と外出時に利用するトイレやベンチに加え、本協議体らしい情報として掲載できる内容を検討。 →次回協議体までにメンバーで手分けをし、担当エリアのベンチやトイレ等の社会資源の調査及び、ナチュラルな社会資源について掲載しうる内容の検討を進めることとなった。
広報媒体の制作協力者について	・地域の方と一緒に作るという観点から、広報物の作成についてボランティアとして携わってもらいたい。情報の収集や確認は協議体メンバーで行うことはできそうだが、各団体や施設の情報を集約し、見やすくレイアウトしてくれる人が必要。 →引き続き、協力者を探すこととなった。

■ 月島地域

（これまでの検討内容：孤立しがちな高齢者も ICT を活用してつながりが持てることから、ICT 利用のアンケート調査を実施し、調査結果に基づきイベントを開催した。）

◇ ２月１０日：「集まれ！スマサポまつり」の今後の実施と広報紙の発行について

「集まれ！スマサポまつり」の他地区での実施と広報紙『となりぐみ』の発行について詳細を検討した。

項目	内容
スマサポまつりの実施について	前回の協議を踏まえ、勝どき１丁目アパート１号棟自治会にスマサポまつりの実施について相談した結果を報告した。 →夏頃からアンケートを実施する予定。
広報紙の発行について	コーディネーターより広報紙案を提示し、意見をいただいた。 ・『となりぐみ』のロゴがあると良い。 書道が得意な高齢者に書いてもらうか、デザインを募集し毎回変えるのも一つ。 ・俳句や川柳、絵画ギャラリーなど高齢者の作品を掲載すると、手に取ってもらえるかもしれない。

◇　５月１１日：「集まれ！スマサポまつり」の今後の実施と広報紙の発行について

「集まれ！スマサポまつり」の実施と広報紙『となりぐみ』の発行について、今後の取り組みについて詳細を検討した。

項目	内容
スマサポまつりの実施について	前回の協議を踏まえ、勝どき１丁目アパート １ 号棟自治会での開催と併せて、広報紙「となりぐみ」で の公募を行い、他の地区での開催も検討していくことを改めて共有した。
広報紙の発行について	・江戸文字に味が出ていて、普通のゴシックよりも高齢者向けで良い。 ・次号以降で地域の高齢者が持つ特技の特集や、協議体編成、活動報告、メンバーそれぞれの活動内容を紹介してはどうか。 ・広く活動を周知するため、協議体メンバー各々でも配布してほしい。 →メンバーそれぞれに必要部数の確認を行った。
今後の取り組みについて	引きこもりがちな高齢者やアクティブシニアを対象に、外出意欲を向上させ外出による体力づくりやフレイル予防のためにマップを作成する。そのために晴海地区のまち歩きを実施する。

５　今後の流れ

各地域の取り組み内容に基づき協議を進めていく。

次回のテーマ（案）

【京橋地域】１１月上旬に開催予定。

高齢者の社会資源把握を目的としたアンケート結果を基に今後の取り組みを検討する。

【日本橋地域】９月５日（３の倍数月の第１火曜日）に開催予定。

広報物に掲載する内容の詳細についてと広報媒体の制作協力者について検討する。

【月島地域】８月上旬に開催予定。

まち歩きについて具体的な場所の選定や、マップ作成の協力者の募集等について検討する。